

一時保護所支援改善検討会報告書について

検討会は、令和元年10月から令和2年1月にかけて全8回実施し、報告書をまとめた。

【検討会メンバー】 一時保護所関係職員、児童福祉司、医師、心理職など（外部の弁護士、学識経験者もオブザーバーとして参加）

報告書の特徴

- 子供の権利条約や憲法、児童福祉法の規定を盛り込み、一時保護は児童の最善の利益を最優先に考慮して行われるものという基本を改めて確認
- 「子どもの管理に重点が置かれている」との第三者委員の意見を真摯に受け止め、国の一時保護ガイドラインや子ども家庭局長通知とともに、これまで現場が築いてきた援助技術、創意工夫も踏まえながら、下表の8項目で改善案を提示
- 改善策は、「全所がすぐに実施するもの」、「試行し、その結果も踏まえながら各所が段階的に進めるもの」、「各所の特色に応じて独自に行うもの」など、各所の実情に応じて推進
- 様々な背景を持つ児童が日々入退所する一時保護所の特性、恒常的に定員超過している現状の困難性などにも言及

今後の方向性

項目	現状・課題	今後の方向性
児童に対する支援力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童間トラブル防止を重視し、対応が画一的・管理的になり、特性への配慮が十分でない面あり ・ 職員は、二次的トラウマストレスにさらされている 	<ol style="list-style-type: none"> ① ト라우マや愛着形成等のアセスメントシートの導入検討 ② 対人援助技術のほか、発達障害等に関する研修実施 ③ 職員のセルフケア研修やメンタルヘルスチェックリストの活用
児童が安心を実感できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由な会話禁止と児童が感じる場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が相手を尊重してプライバシーに関する話を控えるよう、入所時等に丁寧に説明(会話禁止ととられないよう留意)
個別的な支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別指導」は、内容や期間等が画一的と指摘あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画一的にとらえられるような「個別指導」は廃止し、個々の児童の抱える課題等に応じた「個別支援プログラム」を作成し、個別面接や心理教育等を組み合わせて実施
学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導員を配置するも、児童の学力やニーズに合わせた学習指導が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細かな、また専門性の高い学習指導のため、外部講師やICT、学習アプリ、教育コンテンツの活用を検討
余暇活動・外出の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護所で、閉塞感を感じる児童も少なくない ・ ひな祭りや端午の節句等、様々な行事を実施 	<ol style="list-style-type: none"> ① 児童福祉司の面会等の機会に、個別外出や外食を実施 ② 民間バスや外部人材の活用により、外出など充実
私物所持のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシー保護、差別感を与えない配慮、紛失等の恐れから、私物持込みは眼鏡等に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の福祉を損なうもの以外自由に使えるという原則のもと、心理的に大切なものを持ち込めるようにし、今後、一定のルールづくり（私服も同様）
改善につなげる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、外部評価の実施や第三者委員の導入、意見箱の設置等、取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所のルールに関する児童と職員との意見交換を定期的実施し、ルールの必要性を児童と考える機会充実
ケースワークとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護日数の長期化の場合や面会が十分でない場合等で、児童が不安を募らせることあり ・ 保護日数の長期化は保護所ひっ迫のいち要因 	<ol style="list-style-type: none"> ① 面会を少なくとも週一回、TV会議システム等を補充活用 ② 全一時保護ケースについて、毎週進行管理を徹底するとともに、3週間以内に保護解除後の援助の方向性を決定

以上のほか、児童一人ひとりととの個別的ななかかわりの充実、保護日数の短縮化等のため、一時保護所及び相談援助部門の体制強化を図っていく。